

運動施設の目的外利用料金改定のお知らせ

大阪府都市公園条例の改正に伴い、住吉公園の運動施設目的外利用料金を平成31年4月1日より下記のように改定します。

平成31年3月1日
住吉公園管理事務所

記

軟式野球場	野球に使用する場合 (1面1時間)	土曜日、日曜日、休日 1,980円 その他の日 1,650円	野球以外に使用する場合 (1面1時間)	土曜日、日曜日、休日 3,960円 その他の日 3,300円
	運動場	スポーツに使用する場合 (1面1時間)	スポーツ以外に使用する場合 (1面1時間)	
	土曜日、日曜日、休日 (午前9時～午後5時まで) 620円	土曜日、日曜日、休日 (午前9時～午後5時まで) 1,240円	土曜日、日曜日、休日 (午後5時～午後9時まで) 2,480円	
	その他の日 (午前9時～午後5時まで) 520円	その他の日 (午前9時～午後5時まで) 1,040円	その他の日 (午後5時～午後9時まで) 2,080円	
テニスコート	テニスに使用する場合 (1面1時間)	土曜日、日曜日、休日 1,240円 その他の日 1,030円	テニス以外に使用する場合 (1面1時間)	土曜日、日曜日、休日 2,480円 その他の日 2,060円
	体育館 2階競技室	スポーツに使用する場合 (1面)	スポーツ以外に使用する場合 (1面)	
	土曜日、日曜日、休日 (午前) 3,710円 (午後) 6,180円 (夜間) 11,110円 (全日) 18,900円	土曜日、日曜日、休日 (午前) 7,420円 (午後) 12,360円 (夜間) 22,220円 (全日) 37,800円	その他の日 (午前) 3,090円 (午後) 5,150円 (夜間) 9,260円 (全日) 15,740円	その他の日 (午前) 6,180円 (午後) 10,300円 (夜間) 18,520円 (全日) 31,500円

※運動場については、スポーツ以外に使用する場合の午後5時から午後9時までの利用料金を設けます。

※体育館(競技室)の使用単位については、「午前」とは午前9時から正午まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後5時から午後9時まで、「全日」とは午前9時から午後9時までをいう。

※お問い合わせは住吉公園管理事務所 TEL 06-6671-2292 まで